

(案)

R06 JFIA〇〇〇-〇〇〇

令和6年7月31日

農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）

宮浦 浩司 様

一般財団法人 食品産業センター

理事長 荒川 隆

(公 印 省 略)

令和7年度に向けた政策要望について

食品産業の振興のため、日頃から格別のご理解、ご高配を賜り、深く感謝申し上げます。

先に閉会した第213回通常国会においては「食料・農業・農村基本法」（以下基本法）の改正案が成立しました。

このなかで、農業生産だけではなく、食品製造・流通・消費に至る一連の流れを「食料システム」として明確に規定されたことと、従来農林水産業との関係での位置づけが中心であった食品産業について、食料安定供給実現のために欠かせない産業として位置づけていただいたことは大変ありがたいことと考えております。

基本法の成立と併せて、食品産業と特に関連の深い「特定農産加工業経営改善臨時措置法」や、「食料供給困難事態対策法案」の改正案のほか、物流を持続可能なものにするため「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」等の改正案や、育成就労制度の創設を柱とする「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」と「出入国管理及び難民認定法」の改正案についても成立しております。

このように、今国会で食品産業に大きな影響を及ぼす法改正が行われ、制度的な手当てが進められたところです。

今後は、具体的な運用の方向性について検討が進められるとともに、食料・農業・農村基本計画の改定や、価格形成の仕組みづくりと食品産業の持続的発展に向けた支援制度を内容とする法律案を次期通常国会に提出すべく、本格的な検討が開始されることと拝察します。

一方で、食品産業は、引き続き、原油や輸入原材料価格の高騰、環境はじめ様々な社会課題への対応を求められるなど激しい環境変化にさらされております。

これらの政策や環境の変化に食品産業が対応していけるよう、対話を通じて業界の向かうべき方向に導いていただくとともに、業界が抱える課題の解決を支援する施策を継続的に講じていただく必要があると考えております。

食品産業センターでは業界団体を通じ、現場の生の声を吸い上げて、下記の通り、政策要望をとりまとめました。令和7年度予算・税制など、今後の施策の検討にあたり、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 適正な価格形成について

原材料や燃油等の動きは落ち着きを見せているものの、世界的な穀物・エネルギー需要は中長期的に増加傾向にあり、為替も円安傾向にあること、今後、消費者の理解を得ていくためには所得の向上にもつなげていく必要があることから、労務費も含めた適正な価格転嫁を進めることが、引き続き重要な課題となっております。

基本法においては、価格形成に関する条項においても、従来の「需給事情及び品質評価が適切に反映される」べきとの市場メカニズムに加えて、「食料の持続的な供給に要する合理的な費用が考慮される」べきとの規定が拡充され、さらに適正な価格形成について、生産から消費までの関係者の理解醸成を図ることがうたわれております。

このような状況を踏まえ、以下の措置を講じていただきますようお願いします。

(1) 現在、食料システム関係者を糾合して議論が継続されている「適正な価格形成に関する協議会」での検討を一層深化させ、来春の次期通常国会において、適正な価格形成に関する法制度も含めた食品産業・食料システムの総合的な支援法を制定すること。

その際は、適正な価格形成は、食料システムの関係者全員が努力し実現するものであることから、特定の段階に負荷が発生するようなものとならないこと。

また、農業生産段階だけではなく、食品製造、食品流通、外食を含めた、各分野における合理的な費用が考慮されるべきこと。

(2) 適正な価格形成に不可欠な消費者の理解醸成を図るため、消費者への情報提供、食と農の多面的機能の啓発、食育の推進などを通じ、消費者の具体的な行動変容が実現するための施策を講ずること。

(3) 原材料・エネルギーコスト・労務費の上昇分を適切に転嫁するため、政府全体で進めている現在の働きかけを継続させること。

また、農業生産段階、食品製造・流通・販売段階を包含したフードサプライチェーン全体としての適正な価格転嫁が可能となるよう政策を推進すること。

2. 食品産業の健全な発展のための施策について

食品産業は、国内市場が全体として縮小する中で、労働集約的で事業規模が小さく、付加価値が他産業に比較して低いなど構造的な課題を抱えており、経営基盤の脆弱な事業者の経営対策が求められております。こうした中で、カーボンニュートラル等環境問題、物流2024年から問題、食品表示制度の見直し等社会的課題への対応も迫られております。

また、農林水産物・食品の輸出に関しては、2030年5兆円目標のうちで加工食品は2兆円とされ、輸出を目指す取組を広げるとともに、海外進出企業の売上高が輸出を大きく上回る水準にある中、海外展開を進めることが重要であります。

このような状況を踏まえ、以下の措置を講じていただきますようお願いします。

(1) 基本法において、農業と同様に、食品産業の発展を通じた食料供給能力の維持が規定されたこと、国内農業との連携強化に加えて、食品産業における新規事業創出及び海外における事業展開の必要性等が規定されたことを踏まえ、食品産業について、その持続的な発展を図るため、原材料の安定的な調達、付加価値の向上や人材の育成など食品産業が担う役割を考慮しつつ、食品産業の構造的な課題の解決のための総合的な施策について検討を行うこと。

(2) フードサプライチェーンにおける様々な共通課題解決のため、知見の共有や課題解決策の検討を行う「フードサプライチェーン官民連携プラットフォーム」(FSPPP)の取組や、フードサプライチェーン関係者間で取引慣行等に関して相互に理解を進めるための取組を継続すること。

(3) 生産性向上や社会的な課題（DX（デジタルトランスフォーメーション）、AI の活用などによる省力化、物流の効率化等）に対応するための投資を促進する施策を実施すること。

(4) 中小企業投資促進税制や、中小企業経営強化税制の延長等令和 6 年度末に期限が到来する税制特例措置の期限の延長と、中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の拡充等を行うこと。

(5) 食品表示制度の見直しについては、業界団体の意見を十分に聴きつつ、消費者・事業者の理解を得るための議論を行うとともに、原料原産地制度の効果とコストについて検証を進めることについて、関係機関への働き掛けを行うなどの対応を行うこと。

(6) 物流を持続可能なものにするため、改正物流効率化法施行に向けた検討状況等についての情報提供を行うこと。

(7) 技能実習制度から法改正により新設された育成就労制度へ円滑な移行が図れるよう、十分な移行期間を設けるとともに、制度の周知を図ること。

また、特定 2 号の拡大に当たっては、技能実習や特定 1 号と比べても家族帯同が認められることや、在留の更新回数の制限がないことなど、地域社会への影響も大きいことから、国・地方行政における適切な支援措置を講ずること。

(8) 輸入原材料の供給価格に政府の政策が関わっているものについて、国民生活への影響も考慮し、適切な措置をとること。

(9) 食料の国境措置のこれ以上の弱体化の防止と、原料農林水産物と加工食品との間のバランスのとれた関税措置の実現を図ること。

(10) 加工食品の輸出拡大及び海外展開を促進するため次の措置を講じること。

- ・輸出食品の製造・流通に係る施設導入や販売促進活動に向けた支援
- ・輸出先国における輸入規制、表示や添加物等各種制度に関する情報の収集・提供、輸入規制の緩和に向けた働きかけ
- ・JAS規格や食品安全マネジメントシステム認証の活用、取得支援
- ・企業の海外展開に必要な情報の提供とともに、在外公館、JETRO等のネットワークを通じた現地における支援
- ・食料輸入の安定化を図るため、事業可能性調査への助成等民間の投資活動への支援 等

3. サステナブルな食料システムへの移行について

持続可能な食料システムへの移行が世界の共通認識となり、気候変動の締約国会合などより高い水準の対応を求める国際ルールづくりが進行しております。

農林水産省でも「みどりの食料システム戦略」が策定され、戦略の推進法が制定されるなど具体的な政策が整備されつつあります。

また、企業の行動規範としてSDGsが幅広く意識され、ESG投資が拡大する中で、社会課題への取組が外部評価を通じて企業価値に影響を及ぼすようになっております。

こうした状況の下で、サステナブルな食料システムへの移行に向けた取組を広げていくため、食品業界の実情や課題の把握、情報共有を進めるほか、以下の措置を講じていただくようお願いします。

(1) 我が国の食生活やそれを反映した食品の実情に即した形での国際ルール化が進むよう、コーデックスやプラスチック汚染に関する国際条約交渉の場などにおいて適切な意見表明を行うこと。

(2) 海外における新たな規制措置に関する情報の収集・提供を行うこと。

(3) Scope3算定方法に関する情報提供など、食品産業における「みどりの食料システム戦略」を実現するための具体的な施策を講じること。

(4) カーボンニュートラル、サーキュラーエコノミー、食品ロス削減、脱プラスチックとリサイクル、環境に配慮した製品の開発・製造等環境課題への対応を支援すること。

(5) 食品産業をサステナブルにする必要性や価値が国民に評価され、企業の取組を進める際のコストを受け入れてもらえるよう、国民の理解を促進すること。

(6) 食品ロスの削減のため、発注リードタイムや1/3ルールの見直しの推進、賞味期限延長についての情報提供を行うなど、必要な支援を行うこと。また、官民協議会等における検討を進め、食品寄附等を促進するための措置を講じること。